

平成20年8月22日

身延町教育委員会
委員長 佐野 武司 様

身延町立小中学校適正配置審議会
会長 穴山 忠

身延町立小・中学校の適正規模・適正配置等について（答申）

平成19年5月25日付け身教学諮問第1号をもって諮問のあったこのことについて、別添のとおり答申します。

身延町立小・中学校の適正規模・適正配置等について
(答申)

平成20年8月

身延町立小中学校適正配置審議会

目 次

はじめに.....	2
1 身延町立小・中学校の現状と課題.....	3
(1) 身延町の小・中学校.....	3
(2) 児童生徒数の推移.....	3
(3) 学級規模.....	3
(4) 校舎等の耐震化の現況.....	6
(5) 通学の現状.....	7
(6) 小規模校、過小規模校の課題.....	8
2 町立小・中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方.....	8
(1) 小学校における適正規模.....	8
(2) 中学校における適正規模.....	8
(3) 適正配置に関する基本的な考え方.....	9
3 町立小・中学校の通学区域について.....	9
(1) 通学距離、通学時間及び通学手段.....	9
(2) 通学路の安全確保.....	9
4 町立小・中学校の適正規模・適正配置の具体的な方策について.....	9
5 適正規模・適正配置の実現に向けて配慮すべき事項.....	12
(1) 地域社会との関係.....	12
(2) 空き施設への適切な対処.....	12
(3) 学校給食調理施設の再編.....	12
おわりに.....	13

参考資料

1 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(抄)	15
2 山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則.....	17
3 はぐくみプラン.....	18

はじめに

本審議会は、平成19年5月25日に、身延町教育委員会から「身延町立小・中学校の適正規模・適正配置等について」審議し、答申するよう諮問を受けた。

諮問事項

- 1 町立小・中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について
- 2 町立小・中学校の通学区域について
- 3 町立小・中学校の適正規模・適正配置の具体的な方策について

諮問の趣旨

全国的に少子化が進む中であって、本町においても児童生徒の減少に伴い、小中学校の小規模化・過小規模化が急激に進行している。

その結果、これからの学校運営や教育活動などに様々な課題を生じさせるものと推測される。

このため、子どもたちに、よりよい教育環境を提供するため、小中学校の適正規模・適正配置等を確立すべきものと考え、ここに現行学区制を再編し、全町的な立場に立って、具体的にどのように学校の適正配置等を図るべきか、基本的な考え方を取りまとめていただきたい。

本審議会は以上の趣旨を踏まえ、本町の子どもたちが、どうすれば望ましい教育環境の中で、学び育つことができるかということを基本に、諮問事項について10回の検討を重ね、答申を取りまとめた。

広く身延町民の理解を得て、適正規模の学校を適正配置することで、教育環境の整備と、学校教育の進展を期待するものである。

1 身延町立小・中学校の現状と課題

(1) 身延町の小・中学校

身延町は、平成16年9月13日に下部町、中富町及び身延町が合併し誕生した。

平成20年4月現在、小学校9校、中学校5校が設置されており、旧町別では、下部地区に小学校2校、中学校2校、中富地区に小学校3校、中学校1校、身延地区に小学校4校、中学校2校が設置されている。

(2) 児童生徒数の推移

平成20年5月1日における本町の小学校の児童数は647人、中学校の生徒数は392人である。

10年前の平成10年度と比較すると、児童数は401人の減少、減少率は約38.3%である。

一方、生徒数は189人の減少、減少率は約32.5%を数えている。

また、6年後の、平成26年度における児童の見込み数は429人で、現在からさらに約40%が、同じく生徒の見込み数は314人で、約21%がそれぞれ減少することが推計される。

(3) 学級規模

学級編制の基準

学級編制については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(抄)(1)及び山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則(2)により、小学校及び中学校ともに1学級40人(「はぐくみプラン」(再掲)(3)は、別基準)を標準として編制することとされている。

上記の法律及び規則に基づく複式学級の編制については、小学校にあっては、国の規定では、1年生について2年生と合わせて8人以下の場合複式学級を編制することとしているが、県では、1年生は複式学級編制の対象から除外している。国では2年生以上については、隣り合う学年の児童を合わせて16人以下の場合複式学級を編制することとしているが、県ではこの児童数を12人以下としている。また、飛び級での複式学級編制は、国では、1年生を含む場合には児童の計が4人以下、その他の学年では児童の計が8人以下の場合と規定しているが、県では独自に、飛び級での複式学級編制は行わないこととしている。

中学校の場合は、国では、隣り合う学年の生徒を合わせて8人以下の場

合複式学級を編制することとしているが、県では独自に、中学校の複式学級は編制しないこととしている。

本町においては、県の学級編制の基準等に関する規則に基づき学級を編制している。

学級数

学校教育法施行規則では、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。」

「中学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。」としているが、これはあくまで標準であり、これを各学年の学級数に当てはめてみると、小学校では、1学年2～3学級、中学校では、1学年4～6学級で構成されることになる。

本町の小・中学校の実態

以上のことを踏まえ、県の学級編制の基準等に関する規則により学級編制を行った場合、平成20年度において、複式学級を編制すべき小学校は、9校中2校となっている。

学級数では54学級中4学級が複式となる。さらに、平成19年度出生児が小学校に入学する平成26年度には、複式学級を編制すべき小学校は4校で、対象学級数は17学級程度になると推計される。

このため、グループによる学習など、多様な取り組みがますます制約される状況になっている。

また、1校当たりの標準学級数を満たしている小学校はなく、いずれの小学校も小規模校若しくは過小規模校になっている。

中学校では、県の学級編制の基準等に関する規則による複式学級はないものの、10人以下の学年を有する学校が5校中2校ある。さらに、平成19年度出生児が中学校に入学する平成32年度には、10人以下の学年を有する学校が、3校でその全ての学年において、生徒数が10人以下になると推計される。

このため、学習活動や部活動等の教育活動に制約が生じ、人間形成の面からも非常に問題が多い。

また、1校当たりの標準学級数を満たしている中学校は、小学校の場合と同様になく、いずれも小規模校若しくは過小規模校になっている。

学校規模別の分類（特別支援学級を除く）（平成20年度）

学校規模	学級数	小学校	中学校
過大規模	31～		
大規模	25～30		
統合の場合の適正規模	19～24		
適正規模	12～18		
小規模	6～11	久那土小（6） 下部小（6） 西嶋小（6） 原小（6） 下山小（6） 身延小（6） 大河内小（6）	身延中（6）
過小規模	1～5	静川小（5） 豊岡小（5）	久那土中（3） 下部中（3） 中富中（3） 下山中（3）

分類区分：これからの学校施設づくり(昭和59年文部省助成課)を参照

小学校における学年別児童数（特別支援学級を除く）（平成20年度）

学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
久那土小	8	10	9	11	13	10	61
下部小	15	6	8	11	11	18	69
西嶋小	7	9	13	11	17	7	64
静川小	6	9	3	9	7	9	43
原小	10	9	11	9	13	17	69
下山小	8	14	9	11	16	11	69
身延小	13	17	25	28	26	21	130
豊岡小	3	5	4	6	7	8	33
大河内小	14	14	20	15	20	18	101
合計	84	93	102	111	130	119	639

中学校における学年別生徒数（特別支援学級を除く）（平成20年度）

学校名	1年	2年	3年	合計
久那土中	16	4	15	35
下部中	19	6	15	40
中富中	30	30	35	95
下山中	19	11	15	45
身延中	59	49	64	172
合計	143	100	144	387

(4) 校舎等の耐震化の現況

(小学校)

番号	学校名	建物区分	構造	階数	建築年度	面積 (㎡)	耐震化
1	久那土小	校舎・給食室	RC	3階	S62	2,375	新耐震
2	下部小	校舎・給食室	RC	3階	S61	3,165	新耐震
3	西嶋小	校舎	RC	3階	S60	2,000	新耐震
		屋内運動場	S	2階	S53	509	耐震改修
4	静川小	校舎	RC	3階	S58	1,950	新耐震
		屋内運動場	S	2階	S56	680	新耐震
5	原小	校舎	RC	3階	S62	2,000	新耐震
		屋内運動場	S	2階	S57	680	新耐震
6	下山小	校舎	RC	2階	H18	3,154	新耐震
		屋内運動場	S	1階	H18	1,193	新耐震
7	身延小	校舎1	RC	3階	S53	2,326	診断OK
		校舎2	RC	2階	S53	725	診断OK
8	豊岡小	校舎	RC	2階	S55	1,763	診断OK
		屋内運動場	S	1階	S40	700	診断OK
9	大河内小	校舎1	RC	3階	S47	2,199	耐震改修
		校舎2	RC	3階	S48	460	耐震改修

(RC...鉄筋コンクリート造 S...鉄骨造)

(中学校)

番号	学校名	建物区分	構造	階数	建築年度	面積 (m ²)	耐震化
1	久那土中	校舎	R C	3階	H 5	2, 380	新耐震
		屋内運動場	S	1階	H 8	830	新耐震
2	下部中	校舎 1	R C	3階	S 5 6	1, 289	新耐震
		校舎 2	R C	2階	S 5 6	1, 059	新耐震
		屋内運動場	S	1階	H 10	854	新耐震
3	中富中	校舎 1	R C	3階	S 4 7	1, 165	耐震改修
		校舎 2	R C	3階	S 4 8	1, 800	耐震改修
		屋内運動場	S	1階	S 4 8	760	診断OK
4	下山中	校舎	W	1階	S 3 3	1, 419	診断OK
		屋内運動場	S	1階	S 4 1	780	診断OK
5	身延中	校舎 1	R C	3階	S 4 5	1, 764	耐震改修
		校舎 2	R C	3階	S 4 6	2, 923	耐震改修
		屋内運動場	S	1階	S 3 6	949	診断OK

(R C ...鉄筋コンクリート造 S ...鉄骨造 W ...木造)

(学校給食調理施設)

番号	施設名	構造	階数	建築年度	面積 (m ²)	耐震化
1	久那土小学校給食調理室	R C	1階	S 6 2	294	新耐震
2	下部小学校給食調理室	R C	1階	S 6 1	373	新耐震
3	中富学校給食センター	R C	1階	S 4 9	271	耐震改修
4	身延学校給食センター	R C	1階	S 5 4	391	耐震改修

(R C ...鉄筋コンクリート造)

(5) 通学の現状

小学校への通学手段としては、主に徒歩により通学しているが、学校統合により遠距離通学となった児童に対しては、統合条件としてスクールバス、路線バス、電車、タクシー等により対応している。

中学校への通学手段としては、主に徒歩、自転車により通学しているが、学校統合により遠距離通学となった生徒に対しては、小学校と同様に統合条件としてスクールバス、路線バス、電車、タクシー等により対応している。

現在、学校統合によらない遠距離通学者に対する通学費の支給基準が、旧町ごとに相違しているため、この基準について早期に統一する必要がある。

(6) 小規模校、過小規模校の課題

審議の過程で、小規模校、過小規模校の課題として、次のことが意見として提示された。

- ・ 人間関係が固定化されやすく序列ができる傾向があり、また、問題解決的な学習において、多様なものの見方や考え方を出し合い、互いに学びあう側面が弱く、社会性が育ちにくい。
- ・ 集団生活における規律や規範意識を学ぶ機会が少ないことにより、進学先の学校や社会などにおいて、個性や長所が発揮されない。
- ・ 特定の児童生徒の言動が、集団に与える影響が大きい。
- ・ 児童生徒間での評価が定まることから、自己変革への意欲に欠ける面がみられたり、学習意欲や競争心が希薄になりやすく、互いに切磋琢磨する環境が作りにくい。
- ・ 集団学習活動や部活動に制約を受け、多様な興味や関心に応じにくく、選択肢が限定される。
- ・ 中学校においては、免許外教員や時間講師による授業が生じる。

2 町立小・中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について

学校は、教科の学習はもとより、運動会や学園祭などの各種の行事、部活動等の教育活動を、多樣的、また、効果的に展開するためには、一定規模の集団を確保することが求められる。

本審議会においては、このことを確認したうえで、一定規模の集団の中での教育活動を展開するため、他市町村の先進事例や山梨県小・中学校適正規模検討委員会報告書等を参考に、本町の実情を考慮しつつ検討を重ね、次のとおり適正規模・適正配置に関する基本的な考え方を取りまとめた。

(1) 小学校における適正規模

学校規模については、クラス替えの可能な12学級以上の規模

学級規模については、1学級20人以上の規模

また、実現が困難な場合においても、複式学級が解消出来る規模

(2) 中学校における適正規模

学校規模については、クラス替えの可能な6学級以上の規模

学級規模については、1学級20人以上の規模

(3) 適正配置に関する基本的な考え方

上記の適正規模を実現するため、以下の方法により適正配置を行う。

学校の統合

通学区域の見直し

3 町立小・中学校の通学区域について

(1) 通学距離、通学時間及び通学手段

適正規模による学校配置を実施した場合、通学において児童生徒に大きな負担をかけることになる。そこで、児童生徒への負担を最小限にとどめるため、路線バス・スクールバスを活用する。また、現在町において計画が進められている、デマンド交通システムの活用も併せて検討する。さらに、これらの方法による通学が困難な地域においては、家庭への費用負担を軽減するため、通学費補助について検討する。

(2) 通学路の安全確保

適正規模による学校配置を実施した場合、児童生徒の通学路の安全を確保する必要がある。

このため、必要に応じて横断歩道、信号機、防犯灯の設置、安全指導體制の確立、鳥獣による被害対策を講じる。

4 町立小・中学校の適正規模・適正配置の具体的な方策について

過疎・高齢化・少子化はさらに進むことが予想され、同時に小中学校の小規模化、過小規模化も進行し、学校の存続そのものも危ぶまれ、時間的余裕はない現状にある。

審議会では、

- ・ 小学校の学区ごとに、児童生徒の通学状況等を踏査し、各地区の実態をベースに審議を重ねた結果、本町における小・中学校の適正規模、適正配置の観点から、学校の配置を考えるものとする。
- ・ 通学方法を確保し、当面既存の学校を利用した適正配置を行う。

以上2点を念頭に置いて、具体的な方策については次のとおりとした。

本町における適正規模・適正配置の基本的な考え方については、2で述べたとおりであるが、ここでは小学校における適正規模については、20人以上×2学級以上×6学年=240人以上、中学校においては、20人以上×2学級以上×3学年=120人以上としている。

この基本的な考え方からすると、現在の児童数は639人であるため、小学校は2.7校が、生徒数は387人であるため、中学校は3.2校が適正校数である。

また、把握している就学人口からみると、0歳児が小学校入学を迎える平成26年度の児童数は429人であるため、小学校は1.8校が適正校数、同年度の生徒数は285人であるため、中学校は2.4校が適正校数と思われるが、この0歳児が中学校入学を迎える平成32年度には、生徒数が207人であるため、1.7校が適正校数と思われる。

これからすると、適正規模を重視した学校数は、将来的には、小学校、中学校ともに2校とすることが適正配置と考える。

ただし、児童生徒数の減少は今後も引き続くことが予想され、1小学校、1中学校が適正規模となることが想定されるが、通学距離・通学時間を考慮すると、小学校を1校とすることは児童の負担が大きく、これは避けるべきである。

児童の負担を考慮して2小学校、1中学校を最終的な結論とした場合、地域のつながりなどの関係から、種々検討を行い地域住民の理解と協力を得て行うことに留意すべきであるが、これを目指すため、段階的に統合を進めるべきである。

このため、三段階方式を用いつつ、10年後を目途に最終的な結論への到達を目指す。

まず、第一段階として、小学校については、早急な対応が必要な過小規模校の統合により、2校を減じ7校に、中学校については、施設の老朽化が著しい学校の統合により、1校を減じ4校に、

次に、第二段階として、従来の行政区域の枠にとらわれず、この段階として教育環境が維持できる児童生徒数を確保し、最終的な結論へ導くステップとしてとらえつつ、小学校については、4校を減じ3校に、中学校については、2校を減じ2校に、

最後に、第三段階として、小学校については、1校を減じ2校とすることにより、中学校については、1校を減じ1校とすることにより、適正規模・適正配置を確保し、より良い教育環境を整え教育効果の向上を図る。

このことをイメージした適正配置案は次表のとおりであるが、児童生徒数の推移に的確に、また、柔軟に対処するため、第二段階をスタート地点とすることも一案として念頭におくことが必要である。

三段階方式による学校の適正配置案

小学校

学校名	児童数(人)	現在	第一段階	第二段階	第三段階
久那土小	59 ~ 44				
西嶋小	62 ~ 39				
静川小	36 ~ 30				
原小	64 ~ 47				
下部小	60 ~ 49				
下山小	59 ~ 32				
大河内小	97 ~ 74				
身延小	123 ~ 77				
豊岡小	31 ~ 37				
学校数		9校	7校	3校	2校

(児童数は、平成20年8月1日現在における、平成21年度～平成26年度の見込みでる。)

中学校

学校名	生徒数(人)	現在	第一段階	第二段階	第三段階
久那土中	33 ~ 29				
中富中	93 ~ 80				
下部中	44 ~ 29				
下山中	40 ~ 29				
身延中	157 ~ 117				
学校数		5校	4校	2校	1校

(生徒数は、平成20年8月1日現在における、平成21年度～平成26年度の見込みである。)

いずれの段階においても、それぞれの学校の歴史や地域性などを生かしながら、児童生徒・保護者・地域住民の期待に応えられるような新しい学校を創るという考え方を基本とすべきである。

5 適正規模・適正配置の実現に向けて配慮すべき事項

(1) 地域社会との関係

適正規模による学校配置を実施した場合、通学区域が広範囲となり、従来の行政区域や地域社会を越えることとなり、さらに、風俗習慣の相違、歴史・文化の多様性などが考えられるため、地域住民間の融和を図り、地域社会との新たなつながりを構築するように努めるべきである。

(2) 空き施設への適切な対処

最終的な結論を得た場合、空き施設が数多く生まれることになり、その有効活用が課題である。

公共施設への転用、譲渡、貸与・取り壊し等、その活用あるいは処分について、行政内部での検討はもとより、県や国とも十分協議のうえ方針を定める必要がある。この場合には、地域住民の意見をよく聴き、その理解を得ることはもちろん、長期計画と整合した方針とし、これを効率的に活用した地域活性化を図るべきである。

(3) 学校給食調理施設の再編

現在、単独校方式2施設、センター方式2施設を有している。

このうち、久那土小学校給食調理室においては2校分を、下部小学校給食調理室においては2校分を、中富学校給食センターにおいては4校分を、身延学校給食センターにおいては6校分を調理しているが、児童生徒数の減少に伴い、いずれの施設においても最大調理食数を大きく下回り、また、施設の老朽化も進んでいることから、これについても段階的に再編することが望ましい。

おわりに

本審議会では、次代を担う子どもたちに、どうすれば望ましい教育環境の中で学び育つことが出来るか、ということの主眼において検討してきた。

審議の過程で、今日に至る身延町の人口の激減を改めて認識するとともに、今後とも人口減少は進んでいくであろうという現実を見たとき、統合もやむを得ないという考えに到達した。

学校は、地域との深いつながりや、幾世代にもわたる歴史があり、統合により学校がなくなることは、その地域の住民、卒業生にとって大変辛いことである。そのため、本答申で示した内容を一律に実施することは、大変な困難が予想される。

しかし、新しい身延町の、将来的な町づくりを考えると、避けては通れない勇気と決断のいる措置であると考えます。

一方、この審議の段階において、文部科学省においても、少子化による学級数の減少などを受け、公立小中学校の統廃合を促進する方針を固め、規模の目安や統廃合の具体的な進め方などの方向性が示されることとなった。

身延町教育委員会に対しては、適正配置を図るうえで、各学校、各地域の実情を踏まえ、保護者、地域住民など関係者の意見を十分聴取し協議を行うなど、実現に向けて努力されることを望むものである。

最後に、この答申が具体的に実施されることによって、身延町の学校教育がより充実したものとなることを願い、答申の締めくくりとする。

身延町立小中学校適正配置審議会

会 長	穴 山	忠
副会長	小 林	知 則
委 員	遠 藤	良 暎
委 員	片 田	たまゑ
委 員	松 木	慶 光
委 員	奥 村	征 夫 (平成19年9月20日まで)
委 員	近 藤	康 次 (平成19年9月21日から)
委 員	山 田	省 吾 (平成19年11月18日まで)
委 員	今 村	文 子 (平成19年11月19日から)
委 員	武 田	祖 典
委 員	旭	洋 一
委 員	笠 井	伸 二
委 員	遠 藤	一 彦

委員	望月益枝	
委員	網野重光	
委員	片田駿三	
委員	松田正材	
委員	若林毅文	(平成20年6月25日まで)
委員	上田本幸	(平成20年6月26日から)
委員	赤池正人	(平成20年6月25日まで)
委員	佐野葉二	(平成20年6月26日から)
委員	太田一夫	(平成20年3月31日まで)
委員	深沢良人	(平成20年4月1日から)
委員	佐野邦夫	(平成20年3月31日まで)
委員	大森きよ子	(平成20年4月1日から)
委員	山下一雄	